

桃山法学

第 29 号

論 文

- ドイツ刑法における幻覚犯について ……江 藤 隆 之 (1)
住居侵入と不退去
——そして共罰的事後行為—— ……江 藤 隆 之 (21)
近代日本「健康保護」事業のための仕組みづくり
——長与専齋文部省医務局長及び内務省衛生局長時代を
中心として—— ……小 島 和 貴 (69)
刑事訴訟法における審判対象論と刑法における
構成要件論の関係について ……河 野 敏 也 (103)

判 例 研 究

- 強制わいせつ罪における行為者主観の行為意味への還元
——平成29年11月29日最高裁判所大法廷判決が行ったこと——
……………江 藤 隆 之 (139)

そ の 他

- 2018年3月1日ドイツ連邦通常裁判所
第4刑事部による3つの判決 ……江 藤 隆 之 (165)
-

2018年10月



桃山学院大学総合研究所